

長野美術専門学校について

〈認可事項〉 私立専修学校の目的の変更

- 1 名 称 長野美術専門学校
- 2 位 置 長野県長野市中御所 1-10-10
- 3 設 置 者 長野県長野市中御所 1-10-10
学校法人クリエイティブA 理事長 小林 勝彦
- 4 校 長 名 小林 勝彦
- 5 変 更 理 由 別紙「設置趣意書」のとおり

6 変更内容

目的	
新	旧
<p>【目的】</p> <p>この学校は高等学校における教育の基礎の上に美術に関する専門教育を施し、あわせて学生の教養を深め人格を高めるとともに社会の需要に応じた美術家、職業人の養成を目的とする。<u>又こうした全人教育の理念及び自由と主体性の涵養という教育方針に基づき、いつでも、どこでも、学べる教育環境の整備に努め、多様な学習ニーズに対応した学びの機会の充実を図るものとする。</u></p>	<p>【目的】</p> <p>この学校は高等学校における教育の基礎の上に美術に関する専門教育を施し、あわせて学生の教養を深め人格を高めるとともに社会の需要に応じた美術家、職業人の養成を目的とする。</p>

学科・課程	
新	旧
文化教養専門課程	文化教養専門課程
com. デザイン総合学科 収容定員 20 人	com. デザイン総合学科 収容定員 20 人
ビジュアルデザイン科 3年制 収容定員 30 人	ビジュアルデザイン科 3年制 収容定員 30 人
ビジュアルデザイン科 2年制 収容定員 40 人	ビジュアルデザイン科 2年制 収容定員 40 人
ビジュアルアート科 3年制 収容定員 30 人	ビジュアルアート科 3年制 収容定員 30 人
ビジュアルアート科 2年制 収容定員 40 人	ビジュアルアート科 2年制 収容定員 40 人
オーバル・アーツ学科 収容定員 30 人	オーバル・アーツ学科 収容定員 30 人
計 190 人	計 160 人

- 7 変更年月日 令和8年4月1日

8 学校概要

(1) 修業年限、収容定員及び入学定員

課程名	学科名	部科	修業年限	収容定員	入学定員
文化・教養 専門課程	com. デザイン総合学科	昼間部	4年	20人	5人
	ビジュアルデザイン科3年制	昼間部	3年	30人	10人
	ビジュアルデザイン科2年制	昼間部	2年	40人	20人
	ビジュアルアート科3年制	昼間部	3年	30人	10人
	ビジュアルアート科2年制	昼間部	2年	40人	20人
	オーバル・アーツ科	通信制	2年	30人	15人

(2) 教育課程 別紙のとおり

(3) 教職員組織

課程	区分	校長	教員 (校長含む)	うち 基幹教員 (校長含む)	事務職員
文化・教養専門課程 com. デザイン総合学科 ビジュアルデザイン科3年制 ビジュアルデザイン科2年制 ビジュアルアート科3年制 ビジュアルアート科2年制 オーバル・アーツ学科	基準	1	8	4	—
	計画	1	34	18	3

※基幹教員 18名のうち、9名が本務として当該専修学校における教育に従事する。

(専修学校設置基準別表第一及び別表第三に基づく教員数)

文化・教養分野 昼間学科 : $3 + ((160 - 80) / 40) = 5\text{人} \cdots \cdots ①$

文化・教養分野 通信制学科 : 生徒総定員 80人まで 教員 3人 $\cdots \cdots ②$

計 8人 (①+②)

(設置基準)

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

(4) 校地 総面積 661.17 m²

(5) 校舎 総面積 718.05 m²
(基準面積 700.00 m²)
内訳 本校舎 鉄骨造陸屋根2階建
718.05 m²

(専修学校設置基準別表第二及び別表第四イに基づく面積)

文化・教養分野 昼間学科 : $200\text{ m}^2 + 2.5\text{ m}^2 \times (160\text{ 人} - 40\text{ 人}) = 500\text{ m}^2$

文化・教養分野 通信制学科 : 生徒総定員 80 人まで 面積 200 m²

計 $500\text{ m}^2 + 200\text{ m}^2 = 700\text{ m}^2$

(設置基準)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいづれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

(6) 通信教育を行う区域 47 都道府県

(7) 収支計画

ア 令和8年度

区分	科目	金額（千円）	積算根拠
収入	授業料		
	維持費・施設整備費		

	入学金		
	入学検定料		
	補習授業料収入		
	付帯講座収入		
	証明手数料		
	補助金収入		
	受取利息収入		
	前受金収入		
	前期末前受金		
	前期繰越金		
収入計			
	人件費		
支出			
	教育研究費		
	管理経費		
	設備関係		
	借入金等利息		
	借入金等返済		
	施設関係		
	次期繰越金		
支出計			
收支差額			

イ 令和9年度

区分	科目	金額（千円）	積算根拠
収入	授業料		

	維持費・施設整備費		
	入学金		
	入学検定料		
	補習授業料収入		
	付帯講座収入		
	証明手数料		
	補助金収入		
	受取利息収入		
	前受金収入		
	前期末前受金		
	前期繰越金		
収入計			
	人件費		
支出			
	教育研究費		
	管理経費		
	設備関係		
	借入金等利息		
	借入金等返済		
	施設関係		

	次期繰越金		
支出計			
収支差額			

9 授業料等

区分	com. デザイン総合学科 ビジュアルデザイン科 3年制 ビジュアルデザイン科 2年制 ビジュアルアート科 3年制 ビジュアルアート科 2年制	オーバル・アーツ学科
入学金	240,000円	240,000円
授業料(年額)	750,000円	750,000円
施設設備費(年額)	270,000円	100,000円
入学検定料	20,000円	20,000円